

10番松本ひろかずです。

請願第5号 市立小・中学校の特別教室と体育館にエアコンの設置を求める請願について、日本共産党議員団を代表して、賛成の立場から討論を行います。

春日部市の児童・生徒は、2年前の7月にすべての普通教室にエアコンが設置され、今年6月からの猛暑にも関わらず、快適な環境のもとで学習することができました。

今年の夏は、特に異常な暑さが続き、熱中症による死者も多くなっています。大阪北部地震、西日本豪雨、北海道胆振（いぶり）東部地震など、全国各地で自然災害が発生し、学校の体育館などが避難所となりました。そのなかで、学校体育館へのエアコンの設置は、どうしても必要という声が強くなっています。

文科省では、「希望するすべての学校にエアコンを設置できるようにしたい」として、児童や教職員が使う全ての部屋を対象とした「大規模改造事業・空調整備」の国庫補助制度を設けています。これは体育館にも活用できるもので、実質的な地方負担は51.7%に押さえられた有利なものになっています。

また、指定避難所に指定された施設である体育館などの公共施設についても、総務省の「緊急防災・減債事業債」があり、活用できます。この地方債は、東日本大震災を受けて2012年度に創設された制度で、17年度からは熊本地震の教訓から指定避難所へのエアコンの設置も対象となったものです。充当率100%なので、初年度に一般財源の必要はなく、元利償還の70%が交付税措置されるために、実質的な地方負担は30%でたいへん有利な財源です。

ただし、現時点では2020年度までの制度となっていますので、急いで活用することが重要です。この制度は、以前にも4年間延長された経過があり、地方自治体は延長を強く要求しています。

朝霞市では、この制度を活用して、昨年度から体育館にエアコンの設置を始めています。総事業費約10億円を見込み、市内15校のすべての体育館と3つの武道場の計18施設に整備します。小学校を先行しており、今年の夏に設置された小学校では、2学期の始業式をエアコンのついた体育館で行うことができました。

以上のように、やる気になれば、国の有利な財源がありますの

で、それを活用し、体育館へのエアコンの設置は可能です。

いまこそ、特別教室へのエアコンの設置とともに、学校行事、  
体育の授業、部活動、地域住民のスポーツ・集会の場、避難所な  
どに利用される、体育館へのエアコン設置をすすめるべきです。

以上、申しあげて、賛成討論を終わります。